

令和7年度 JA常陸 年金無料相談会スケジュール

開催日		開催場所	支店電話番号	担当社会保険労務士	開催時間
6月7日	土	太田支店	0294-72-2241	朝日 祐彰 先生	9:00~15:00
		勝田支店	029-273-3711	和智 脩 先生	9:00~15:00
6月14日	土	那珂支店	029-298-1155	朝日 祐彰 先生	9:00~15:00
		大宮支店	0295-53-1235	江尻 寿憲 先生	9:00~15:00
		海浜支店	029-212-9955	和智 脩 先生	9:00~15:00
6月18日	水	日立支店	0294-24-1313	江尻 寿憲 先生	9:00~15:00
6月21日	土	笠間支店	0296-74-5511	和智 脩 先生	9:00~15:00
		東海支店	029-282-0203	朝日 祐彰 先生	9:00~15:00
6月28日	土	岩間支店	0299-45-2627	和智 脩 先生	9:00~15:00
7月5日	土	高場支店	029-285-0108	朝日 祐彰 先生	9:00~15:00
7月12日	土	大子支店	0295-72-1190	江尻 寿憲 先生	9:00~15:00
		里美支店	0294-82-2121	朝日 祐彰 先生	9:00~15:00
7月19日	土	御前山支店	0295-55-2141	和智 脩 先生	9:00~15:00
		金砂郷支店	0294-76-2222	朝日 祐彰 先生	9:00~15:00
7月21日	月	七会支店	0296-88-3121	和智 脩 先生	9:00~15:00
7月26日	土	友部支店	0296-77-8111	江尻 寿憲 先生	9:00~15:00
9月10日	水	みなみ支店	0294-53-2121	朝日 祐彰 先生	9:00~15:00
9月11日	木	北茨城支店	0293-43-0221	江尻 寿憲 先生	9:00~15:00
9月17日	水	十王支店	0294-39-3006	江尻 寿憲 先生	9:00~15:00
10月11日	土	美川支店	0295-56-2511	朝日 祐彰 先生	9:00~15:00
11月5日	水	高萩支店	0293-22-3617	朝日 祐彰 先生	9:00~15:00

「JAに相談してよかった!」と言われた「よくある事例」をご紹介します。
 あなたも複雑な年金について、思い当たることはありませんか?
 相談会の当日は、以下の書類をご持参いただくとより詳しい相談ができます。

- ① **ねんきん定期便** ※ねんきん定期便は必ずご持参ください
- ② 年金証書(既に年金をもらっている方)
- ③ 雇用保険被保険者証(または雇用保険受給資格者証)
- ④ その他年金請求書, 年金手帳, ご印鑑など



©よりぞう

年金無料相談会は予約制です。ご予約のお申込みは各開催支店へご連絡をお願いいたします。

【ご予約・お問い合わせ先】



<https://www.ja-hitachi.jp/>



JA常陸
詳しくはこちら



勝田支店 ☎029-273-3711	東海支店 ☎029-282-0203	笠間支店 ☎0296-74-5511	大宮支店 ☎0295-53-1235	金砂郷支店 ☎0294-76-2222
海浜支店 ☎029-212-9955	那珂支店 ☎029-298-1155	岩間支店 ☎0299-45-2627	御前山支店 ☎0295-55-2141	北茨城支店 ☎0293-43-0221
高場支店 ☎029-285-0108	友部支店 ☎0296-77-8111	七会支店 ☎0296-88-3121	美川支店 ☎0295-56-2511	高萩支店 ☎0293-22-3617
			大子支店 ☎0295-72-1190	十王支店 ☎0294-39-3006
			太田支店 ☎0294-72-2241	日立支店 ☎0294-24-1313
			里美支店 ☎0294-82-2121	みなみ支店 ☎0294-53-2121

年金をもらっている方・これから年金をもらう方

無料!!

年金相談会



年金のご相談はJAにおまかせください

年金はお客様お一人おひとりにもらえる金額や年齢などが異なり、手続きも複雑です。JAでは年金についての質問・疑問に、年金の専門家（社会保険労務士等）が無料でお答えいたします！！

もらい忘れの年金がないか、将来もらえる年金はいくら？など、既に年金をもらっている方も、これからもらう方もお気軽にご相談ください！！

なお、相談会の当日は「ねんきん定期便」などの資料をお持ちいただくと、より具体的な相談が可能です。（詳しくは、裏面をご覧ください。）

また、当日は混雑も予想されますので、事前にお電話でご予約ください！

日時

別途スケジュールのとおり

会場

JA常陸 各支店



JA常陸



(事例①) 忘れていた年金を発見して年齢が早くもらえる！

〇〇〇町にお住まいのSさんは、JAの年金相談会に出向き相談したところ、20歳前に××町内の建設会社と、◇◇市内の食品加工工場に勤めていた時の厚生年金の加入期間（3年）が見つかりました。

Sさんは、国民年金のみの加入でしたので、年金は65歳にならないと受給できないと思っていましたが厚生年金の加入期間が見つかったことにより、65歳前からもらえる「特別支給の老齢厚生年金」を受け取ることができるようになりました。

(事例②) 「遺族厚生年金」の手続きを忘れていませんか？

▲▲市にお住まいのAさん（今年64歳の女性）は、5年前にご主人を亡くされました。当時のご主人の年齢は、66歳で国民年金を受給されていました。

ある日、夫が昔、東京に出稼ぎに出ていて厚生年金を掛けていたことを思い出しました。

早速、JAの年金相談会に出向き相談したところ、夫の厚生年金が2年5ヶ月見つかり、現在遺族厚生年金を年額5万円受給中です。

※「夫の遺族厚生年金」以外に「自分の老齢厚生年金」のある場合は、どちらか一方を選択（受給）することになります。

「JAに相談してよかった！」と言われた「よくある事例」をご紹介します。あなたも複雑な年金について、思い当たることはありませんか？相談会の当日は、以下の書類をご持参いただくとより詳しい相談ができます。

- ① ねんきん定期便（またはねんきん特別便）
- ② 年金証書（既に年金をもらっている方）
- ③ 雇用保険被保険者証（または雇用保険受給資格者証）
- ④ その他年金請求書、年金手帳、**ご印鑑**など



(事例③) 長期特例に該当すれば、年金額が大幅増額に！

□□□市にお住まいのMさんは、卒業と同時に市内の会社に就職し、今年で勤続42年になり、そろそろ退職を検討しています。

会社からは「是非とも残って後輩の指導をして欲しい」と言われており、今後も働こうかと迷っていました。

そこで、JAの年金相談会に出向き相談したところ、あと2年勤めると「44年の長期特例」に該当し、報酬比例部分に加え、定額部分ももらえ、さらに加給年金までつくことを教わりました。（65歳までの特例です。）

Mさんは、「それならばあと2年だけ働いて年金を増やそう」と考えが変わったそうです。

※「長期特例」に該当するには、退職していることが条件になります。

(事例④) 国民年金の資格変更を忘れていませんか？

△△町にお住まいのWさんは、高校卒業後、いったんは就職しましたが、現在のご主人と結婚し、勤めていた会社を退職しました。

結婚後は、ご主人の扶養に入り、国民年金の「第3号被保険者」に該当したため、ご主人の勤務先から「第3号被保険者」の届けは出していました。

Wさんは、自分の年金はいくら位もらえるのか心配になり、JAの年金相談会に行ってみると、2年前にご主人が定年退職した際に、「サラリーマンの妻」ではなくなったことから、第1号被保険者への切り替えが必要でしたが、その手続きを忘れていたことが判明しました。

そこで、「今からでも遡って保険料を納める手続きができること」や「60歳を過ぎても任意加入すれば、年金を増やせること」等を教わり、ひとまず安心して帰られました。

